

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 に係る世界自然遺産登録に向けた取組

平成28年5月
環 境 省

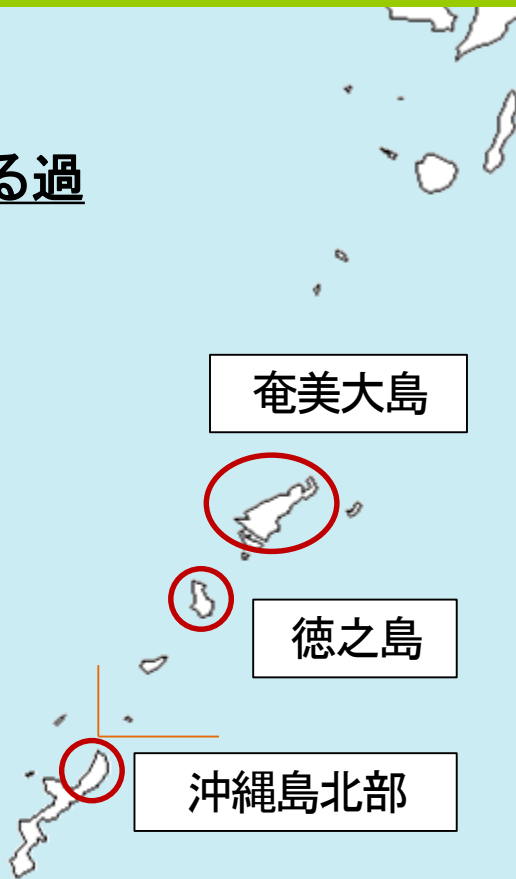
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について

遺産としての顕著で普遍的価値

- 大陸から分離し、小島嶼が成立する過程で生じた独自の生物進化。
- 国際的にも希少な固有種。

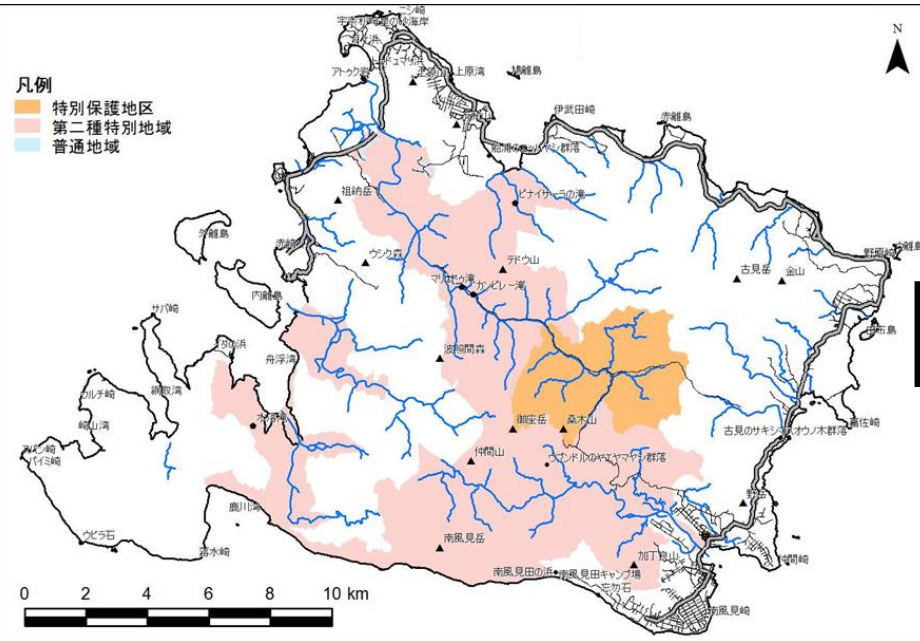
現在の取組

- 自然環境の保護を担保するための国立公園等の保護地域の指定あるいは拡張
- アマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の希少種の保全対策
- マングース等の外来種対策
- 世界遺産推薦書や管理計画の作成

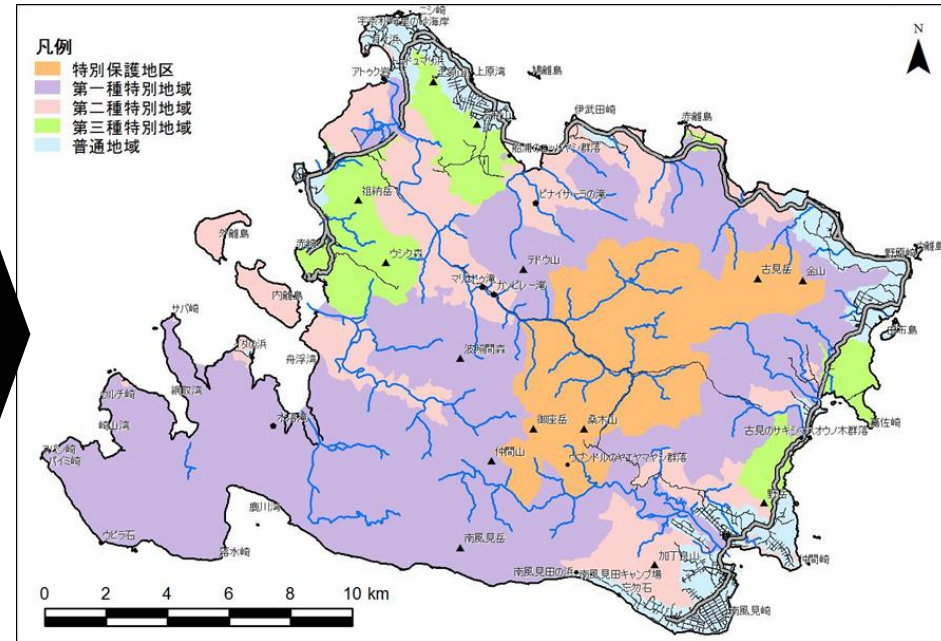


西表島の国立公園区域の拡張

<拡張前>



<拡張後>



亜熱帯照葉樹林やマングローブ林、自然度の高い河川や海岸など、陸域から沿岸海域までの連続性を有した生物多様性の高い生態系が全島的に広がる。

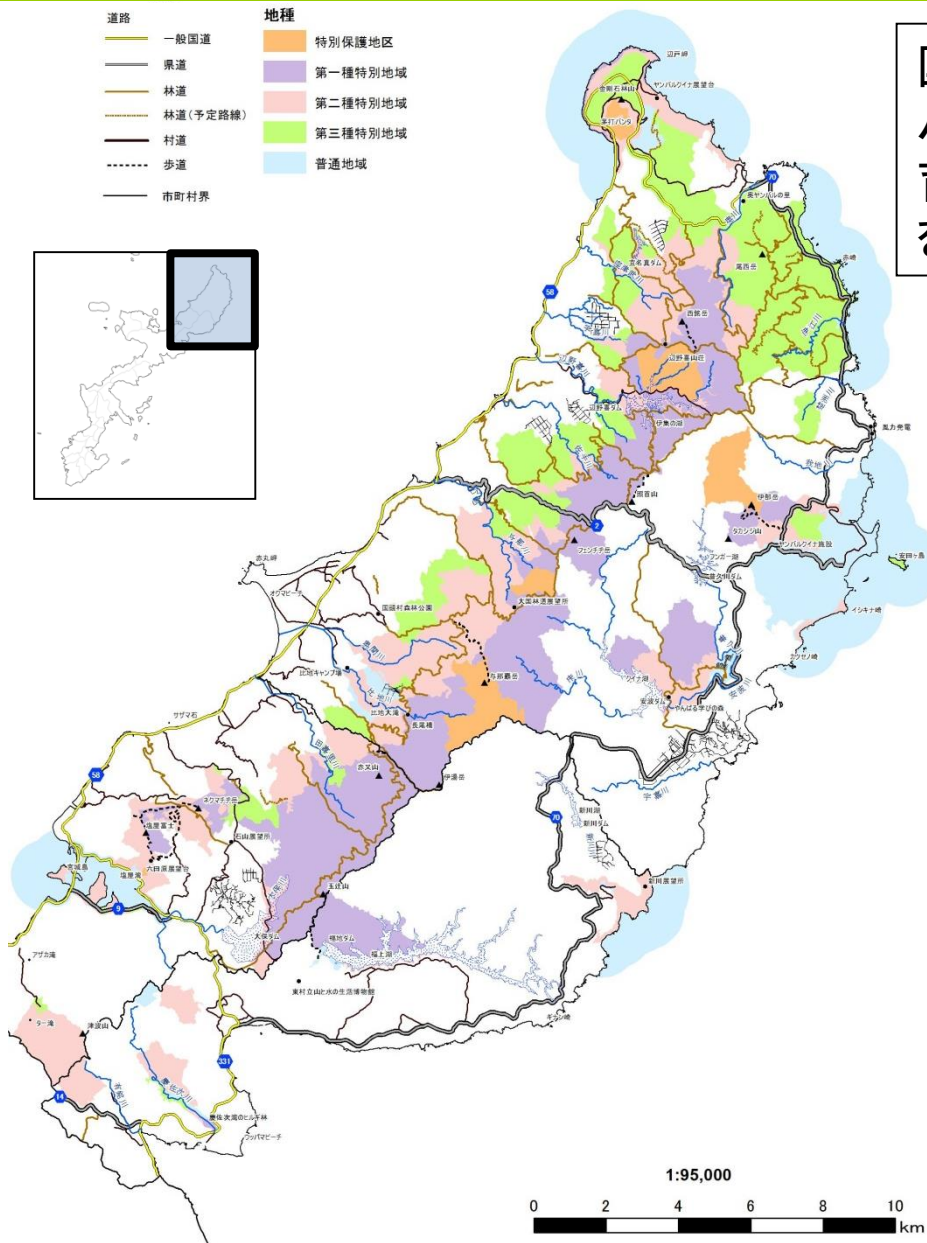
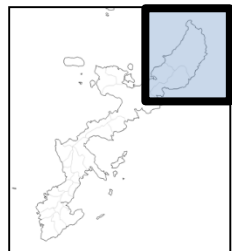
<スケジュール>

2月23日: 中央環境審議会(諮問・答申)

4月15日: 拡張指定

やんばる国立公園(仮称)の新規指定

道路	地種
一般国道	特別保護地区
県道	第一種特別地域
林道	第二種特別地域
林道(予定路線)	第三種特別地域
村道	普通地域
歩道	
市町村界	



国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナなど多くの希少動植物が生息・生育するなど、我が国を代表する傑出した資質を有する。

面積: 17,302ha
陸域: 13,632ha
海域: 3,670ha

＜スケジュール＞

2月27日～3月27日 **パブリックコメント(済)**

今夏: 中央環境審議会(諮問・答申)(予定)
指定(予定)



希少野生動物植物の保全の強化

候補地に生息する下記の種を対象として、種の保存法^{※1}の国内希少野生動植物種^{※2}に追加指定し(政令改正:平成28年2月19日閣議決定)、保全を強化。

※1:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

※2:種指定により、捕獲・採取、譲渡し、陳列等が原則禁止となる。今回の政令改正により、ケナガネズミ、イボイモリ等41種が追加指定され、国内希少野生動植物種は合計175種となった。

<追加指定種>

- ・ケナガネズミ
- ・オキナワトゲネズミ
- ・アマミトゲネズミ
- ・トクノシマトゲネズミ
- ・ホルストガエル
- ・オットンガエル
- ・ナミエガエル
- ・オキナワイシカワガエル
- ・アマミイシカワガエル
- ・イボイモリ
- ・オキナワマルバネクワガタ など



アマミトゲネズミ



イシカワガエル



ホルストガエル



ケナガネズミ

<既存の指定種>

- ・アマミノクロウサギ
- ・オビトカゲモドキ
- ・イリオモテヤマネコ
- ・ヤンバルテナガコガネ
- ・ヤンバルクイナ など



ヤンバルテナガコガネ

遺産登録に向けた経緯と今後のプロセス

2013年1月: 関係省庁連絡会議において、世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定

2013年2月: ユネスコ世界遺産センターへ暫定一覧表(暫定リスト)記載のための必要書類提出

2013年3月: ユネスコ世界遺産センターから「世界遺産たりうる具体的な地域とその位置に関わる詳細な情報」についての照会

2013年5～12月: 科学委員会の設置・開催(計3回) 【事務局: 環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県】
・価値の考え方に関する検討
・推薦候補区域に関する検討(奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域を選定)

2014年1月: ユネスコ世界遺産センターからの照会へ回答

【国内作業】

- ・自然環境の保護を担保するための国立公園指定等
- ・マングース等の外来種対策や希少種の保護対策
- ・世界遺産推薦書及び管理計画の検討及び作成

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書暫定版提出
【推薦書提出の前年9月まで】

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書提出
【毎年2月1日まで】

世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による現地調査及び評価
【推薦書提出年夏頃】

世界遺産委員会における審議(記載の可否決定)
【毎年6、7月頃】